

# 居宅介護支援契約書

\_\_\_\_\_様(以下、「利用者」とします。)と医療法人財団朔望会居宅介護支援事業所  
エーデルワイス(以下「事業所」とします。)は、事業所が利用者に対して行う居宅介護支援について、  
次のとおり契約します。

## ○ 第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

## ○ 第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は\_\_\_\_\_年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## ○ 第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書又は面接によりお知らせします。

## ○ 第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にかつ公正中立に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- 3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- 5 『利用者の意志に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能である。』  
上文を遵守します。
- 6 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

## ○ 第5条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 1 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

- 3 サービス実施状況について毎月把握し、利用者の状態変化に応じサービス計画変更の支援を行います。
- 4 要介護更新認定及び区分の変更を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。

○ 第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院医療機関に提供される事で医療機関との連携を促進いたします。

○ 第7条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

○ 第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

○ 第9条(要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

○ 第10条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

○ 第11条(料金)

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。

○ 第12条(居宅介護支援サービスの利用にあたっての留意事項)

- 1 利用者は、重要事項説明書10に定める留意事項を守って、サービスを利用するものとします。
- 2 利用者に前項の違反があったときは、事業者は当該禁止行為の中止等を求めます。利用者は、当該禁止行為の中止等の求めがあったときは、速やかに当該禁止行為を中止等するものとします。
- 3 前項の当該禁止行為の中止等の求めにもかかわらず当該禁止行為が継続された場合、当該禁止行為により職員の心身に危害が生じる等サービスの提供が著しく困難となったときは、事業者は、契約解除以前であっても、全部又は一部のサービス提供を停止いたします。

○ 第13条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 当該事業所の介護支援専門員が、ご利用者またはそのご家族に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為や第12条の禁止行為を行い、事業者の求めにもかかわらず相当の期間内に当該禁止行為の中止等を行わないとき、その他この契約を継続し難いほどの行為を行い、その状況の改善が見込めない場合は、利用者に対して相当の期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)若しくは要支援1、要支援2と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失した場合

○ 第14条(秘密保持)

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業所は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いません。
- 3 事業所は、書類等データ管理を徹底し、個人情報保護に努めます。また、利用者及びその家族より、情報の開示希望があった場合、本人及びその家族であることを確認した後、遅滞なく個人情報を開示致します。
- 4 当事業所職員は、業務中に知り得た利用者及びその家族の個人情報を在籍中はもちろん漏洩いたしません。

○ 第15条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

○ 第16条(不可抗力)

- 1 事業者、利用者及びその家族はいずれも、以下の各号に定める不可抗力による本契約のサービスの全部または一部の履行の遅延または不履行については責任を負わないものとします。
  - 1 地震・台風・大雨・暴風・大雪・津波・その他の自然現象の発生に伴う人的・物的被害の発生や電気・ガス・水道の供給の停止・通信の途絶・交通機関の停止/運休や大規模な渋滞
  - 2 戦争、暴動、内乱、テロ行為、外国からの攻撃等
  - 3 新型コロナウイルスの感染拡大を含む感染症・伝染病のまん延
  - 4 法令の制定・改廃、官公庁の命令・処分その他の政府の行為、争議、輸送・通信回線の途絶
  - 5 その他、上記記号に類する状況が発生したとき
- 2 事業者、利用者及びその家族は、当該事象が発生したことを可能な限り速やかに相手方に通知することとします。
- 3 第1項に定める理由が発生し、本契約の目的を達成することが将来にわたって困難になった場合、本契約の全部または一部を終了することとします。

- 第17条(身分証携行義務)  
介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。
  
- 第18条(相談・苦情対応)  
事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。
  
- 第19条(善管注意義務)  
事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。
  
- 第20条(信義誠実の原則及び本契約に定めのない事項)
  - 1 利用者事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
  - 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。
  
- 第21条(裁判管轄)  
利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。
  
- 第22条(料金の変更)  
利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者

<事業者名> 医療法人財団 朔望会  
居宅介護支援事業所エーデルワイス  
(指定番号、指定都道府県名等) 1371900414 東京都

<住 所> 東京都板橋区四葉2-21-17-1F

<代表者名> 理事長 望月 龍二 印

<説明者> 所属 居宅介護支援事業所エーデルワイス  
氏名 印

利用者

<住 所>

<氏 名> 印

利用者の代理人

<住 所>

<氏 名> 印

(続柄 )